NBC等大量殺傷型テロ対処 現地関係機関の連携指針

平成 2 8 年 4 月

大阪府緊急テロ対策合同連絡会議幹事会

平成 13 年 11 月、核・放射性物質、生物剤若しくは化学剤又はこれらを用いた大量破壊(殺傷)兵器を使用したテロ(以下「NBCテロ」という。)に対する現地関係機関等の連携確保に向けた具体的内容を取りまとめたものとして、関係省庁で構成するNBCテロ対策会議幹事会において、「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」が策定された。

これを受け、大阪府では、府域で化学テロが発生した際の連絡体制、救助・救急搬送、救急医療、原因物質の特定及び除染等それぞれの場面における各機関の対処要領、関係機関相互の情報伝達・共有体制、更には役割分担や活動の連携等についての標準的な対応のあり方を集約したものとして、「NBCテロ対処現地関係機関の連携指針」を策定し、これに基づく訓練・検証を重ねてきた。

そうした中、NBCテロ対策会議幹事会では、イスラム過激派の台頭に代表される昨今の厳しいテロ情勢を勘案するに、国内における各種テロ対策の一層の強化・加速化が必要であるとの認識のもと、NBCテロへの対処に関する施策の推進や、国、地方公共団体等による各種訓練によって得られた知見の蓄積を踏まえ、平成28年1月、現行連携モデルを「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」として改訂を行った。

大阪府では、今般の連携モデルの改訂、また、これまでの訓練の検証結果や各機関からの意見を踏まえ、化学剤を用いたテロへの対処に加え、核・放射性物質及び生物剤を用いたテロ、その他大量殺傷型テロへの初動措置に関する記述を追加する等の見直しを行い、「NBC等大量殺傷型テロ対処現地関係機関の連携指針」と名称を変更して所要の改訂を行った。

なお、本指針は、各機関における体制の変更・強化、訓練の推進等の事例を 踏まえ、適宜、必要に応じて見直し等を行うこととする。

> 大阪府緊急テロ対策合同連絡会議幹事会 幹事長:大阪府危機管理監

第1	連絡体	制・	初動	対処	•)	広境	丈支	援	要	請	等	•	•	•	•	•	•	1
第2	救助·	救急	搬送、	、救	急	医奶	条に	お	け	る	連	隽	•	•	•	•	•	7
第3	原因物	質の	特定的	にお	け	るi	重携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
第4	除染等	にお	ける	車携	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
第5	その他	に関	する	事項	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
研究機	製・専	門機	関•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
別添様	式(N)	BC 災	冬害情	報捷	此	シ	- }	.)	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
関係機	関連絡	先一	覧・ ・	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	2	0

第1 連絡体制、初動対処、広域支援要請等(図1)

1 連絡体制

初動対処の重要性に鑑み、通報・連絡内容からNBCテロを含む大量殺傷型テロと疑われる場合には、現地関係機関(地方公共団体、警察、消防本部・消防局、保健所、検疫所、地方衛生研究所、海上保安庁、自衛隊、医療機関、その他の研究機関・専門機関等をいい、以下「関係機関」という。)は、次のとおり対応するとともに、連絡体制に齟齬のないよう相互連携を図る。

- (1) 警察は、消防、保健所及び府危機管理室に連絡する。 なお、海上における事案について、消防及び海上保安庁以外の機関等 から通報・連絡を受けた場合は、海上保安庁に連絡する。
- (2) 消防は、警察、保健所、市町村防災担当部局及び府危機管理室に連絡する。また、緊急性等を勘案し、必要に応じて医療機関に対する情報提供を行う。

なお、海上における事案について、警察及び海上保安庁以外の機関等から通報を受けた場合は、海上保安庁に連絡する。

- (3) 海上保安庁は、警察、消防及び海上自衛隊に連絡する。
- (4) 保健所は、警察、消防及び所管の衛生担当部局に連絡する。保健所から連絡を受けた衛生担当部局は、被災者の受入れが想定される医療機関に情報提供を行い、初動体制の立ち上げ及び受入準備の促進を図る。消防は、緊急性等を勘案し、必要に応じて医療機関に対する情報提供を行う。
- (5) 警察、消防から連絡を受けた府危機管理室は、陸上自衛隊に情報提供する。
- (6) 国の省庁への連絡は、対応する各機関で行う。 なお、消防庁へは府危機管理室が、厚生労働省へは府健康医療部が、 それぞれ連絡を行う。

2 初動対処等

- (1) 警察、消防及び海上保安庁は、テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出動させる。
- (2) 現場に到着した警察及び消防は、活動及び連携の便宜を勘案の上、それぞれ近接した場所に現地指揮本部を設置する。また、それぞれの情報を突き合わせて、周囲の状況を合理的に判断して直ちに立入禁止区域、警戒区域等を設定する。あわせて、対応にあたる関係機関に現地指揮本部、立入禁止区域等の情報を連絡する。

なお、区域は、その後の状況の変化に応じて随時必要な見直しを行う。

(3) 関係機関は、相互に連携し、救助・救急搬送、救急医療、原因物資の特定・分析、影響評価、防護、除染・防疫、無害化等を実施する。

警察はこれらの活動と並行して事後の捜査に必要な現場保存及び記録 等の活動を実施する。

テロ発生直後の現地においては、連続テロによる二次的な災害発生の 危険性を考慮し、関係機関職員の安全の確保に配慮するものとする。

なお、海上保安庁は、船舶の回航指導・支援等を必要に応じ近畿運輸 局と連携の上実施する。

- (4) 発生地の市町村はあらかじめ策定した初動体制に基づき、職員の配備 体制をとるとともに、保健所と連携の上、住民に対する避難誘導等各種 の広報活動を行う。
- (5) 保健所は、警察及び消防が行う立入禁止区域、警戒区域等の設定、被害者の除染活動に関する助言を行うとともに、市町村との連携による広報活動及び周辺住民に対する健康相談を行う。
- (6) 大阪府は、あらかじめ策定した初動体制に基づき、職員の配備体制をとるとともに、必要に応じ職員を災害現場等に派遣する。
- 3 現地調整所の設置及び運営
 - (1) 現地調整所の意義

現地調整所とは、テロ等の発生時、初動処置等に従事する関係機関等の円滑な連携を確保するため、当該関係機関の現地代表者が対応を調整する場として設置するものである。

- (2) 現地調整所の設置
 - ① 参加機関

地方公共団体、警察、消防、保健所、海上保安庁、自衛隊、医療機関、その他必要な機関

② 設置の要領

テロ等発生時、発生地を管轄する市町村は、関係機関による活動が 実施される現場において、関係機関の活動を円滑に調整する必要があ ると認めるときは、現地調整所を設置する。

ただし、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大又は当該活動が市町村の区域を越えて実施される場合等においては、府が設置する。

現地調整所は、各現地指揮本部と情報連絡が随時可能な場所に設置する。この際、現場活動との一体性、関係機関の利便性、安全性等を考慮する。

(3) 現地調整所の運営

① 現地調整所の運営は、原則として、発生地を管轄する市町村の職員が他の関係機関の協力を得て行う。

関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うため、随時参集し、協議を行う。

② 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の代表者は、各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、入手・ 共有された情報を踏まえ、活動内容の確認及び調整を行う。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のとおり。

- ・ 避難住民の誘導
- ・消防活動・被災者の救援(被災者の捜索及び救出、救護・救急及び医療提供等)
- ・汚染範囲の特定
- 汚染原因物質の除去又は除染
- ・警戒区域の設定、交通の規制
- ・現地の安全性に関する評価
- ・応急の復旧
- 広報
- ③ 情報共有

各関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び関係機関の職員の生命 又は身体の安全確保に関する情報については、努めて迅速に共有する こととする。

各関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、必要に応じその保全に努める。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のとおり。

- ア 関係機関の活動に関する情報
 - ・関係機関の部隊等の編成状況(人員数等)
 - ・関係機関の活動状況(作業の進捗状況等)
- イ 災害に関する情報、テロ攻撃による被害の状況(火災の状況等)
 - ・交通に関する情報(道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等)
 - ・二次災害及び二次攻撃の状況並びに危険性に関する情報
 - ・有害物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量
 - ・その他、現地で活動する職員の安全の確保に資する事項

ウ 住民に関する情報

- ・被災者の数、負傷者等の状況
- ・住民の避難状況、避難施設等の状況
- ・住民の安否に関する情報
- (4) 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部(現地対策本部が設置されている場合には、 当該現地対策本部を含む。以下同じ。)は、収集した情報を現地調整所に 伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の 対策本部に報告する。この際、関係機関は、それぞれの伝達及び報告を 迅速に行い、必要な措置が円滑に行われるよう努める。

4 広域支援要請

大規模な爆弾テロ等多数の被害者の発生や、剤種の特性により特定の医療機関への輸送が必要な場合など、関係機関の救助・救急搬送、救急医療に係る対応能力を超えるような場合には、あらかじめ定められた手続きにより、広域支援部隊を有する機関、民間輸送機関、医療機関等に対して広域支援を要請する。

(1) 広域支援部隊等の応援及び支援の要請

府危機管理室は、救助・搬送に係る応援又は支援が必要と判断される場合、広域支援部隊を有する機関や民間輸送機関等の応援又は支援を要請する。

この際、緊急消防援助隊の応援又は支援が必要と判断される場合は、 府危機管理室は消防庁に対して要請を行う。

(2) 救護班等の派遣の要請

府健康医療部は、医療支援が必要な場合は、救護班等の派遣を要請する。

他府県からの医療の支援が必要な場合は、他の府県、厚生労働省等又は国立病院機構等に対して救護班等の派遣を要請する。

(3) 医薬品の確保等の要請

府健康医療部は、医薬品が不足する恐れが生じた場合、厚生労働省に対して、必要な医薬品の確保等を要請する。

また、搬送支援が必要な場合には、府危機管理室又は厚生労働省は、 警察、消防、海上保安庁又は自衛隊に対して、医薬品搬送の支援を要請 する。

5 自衛隊による支援

- (1) 支援の枠組みと要請先
 - ① 府知事が自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請を行う場合には、

府危機管理室が陸上自衛隊との連絡調整を行う。

- ② 陸上自衛隊は、派遣要請を待ついとまがないと認められる場合には、 自主派遣で対応する。
- (2) 派遣による対応の流れ
 - ① 災害発生から派遣要請まで
 - ・発生直後の対応

府危機管理室からの災害の状況、災害派遣の可能性等に関する通報 を受け、自衛隊の担当部隊は連絡の緊密化を図るとともに、必要な場 合、連絡員を現地又は府危機管理室へ派遣する。

• 派遣要請

府知事が、自衛隊法第 83 条に基づき、災害派遣要請を行う場合に は、府危機管理室が陸上自衛隊と連絡調整を行う。

・派遣要請時に必要な事項(自衛隊法施行令第106条) 府危機管理室は、要請に際し、要請する任務、派遣部隊の規模・装備等の決定に資する原因物質、汚染範囲等の被災状況に関する情報(判明している限りのもの)等に加え、必要に応じて、派遣先までの交通規制等について情報提供する。

② 派遣要請から出動後

派遣要請を受けて出動した災害派遣部隊の指揮官は、現地調整所等において関係機関の代表者とともに災害派遣活動等の内容について調整し、必要な事項を実施する。

6 平時における関係機関相互の連絡体制(別添「関係機関連絡先一覧」) 関係機関は、平時より、府危機管理室を中心とし、関係機関相互の連絡 体制をあらかじめ整備する。

連絡体制については、定期的に通報訓練等を行い、その実効性の確保に 努める。

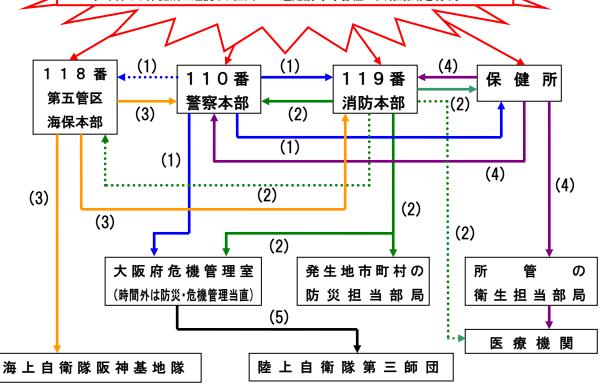
大阪府におけるNBCテロ等発生時の緊急連絡体制等

図 1

NBCテロ等発生

警察、消防、海上保安本部は、テロ対応部隊を現場派遣し、所定の初動対処活動 を行う。

市町村は、保健所と連携し、住民への避難誘導等各種の広報活動を行う。



通報系統を示す
 (1)の連絡系統を示す
 (3)の連絡系統を示す
 (4)の連絡系統を示す
 (5)の連絡系統を示す

- O 点線部分は、海上における事案について、警察が消防又は海上保安本部以外の機関等から(消防が警察又は海上保安本部以外の機関等から)通報を受けた場合の連絡系統を示す
- ※ ()表記は、本文中の第1の1以下(1)・(2)・・を表す
- ※ 国の省庁への連絡は、対応する各機関で行う。(消防庁・厚生労働省は府の対応部局から)
- ※ 大阪府(危機管理室・健康医療部)は、現地関係機関の対応能力を超えるような場合には、 広域支援・自衛隊による支援の要請を行う。

第2 救助・救急搬送、救急医療における連携(図2)

救助・救急搬送、救急医療に資する情報を消防指令室に集約させるため、 関係機関は次のとおり連携する。

- 1 消防指令室の対応
 - (1) 消防現地指揮本部との連携
 - ① 消防現地指揮本部からの情報提供、各種要請、問合せに対応すると ともに、消防現地指揮本部への助言、情報提供を行う。
 - ② 現場の災害状況及び被害者の観察結果・除染状況等の情報(以下「災害情報」という。)を集約するとともに、要請があれば随時、当該災害情報を関係機関へ提供する。
 - ③ 関係機関からの情報を消防現地指揮本部に提供する。
 - (2) 医療機関との連携
 - ① 医療機関に対し、災害情報を提供するとともに、現場でトリアージ、 除染、搬送、及びメディカルコントロールに関わる事項(注)に関する 助言等を行う救護班の派遣要請を行う。
 - ② 除染等の設備の有無等を勘案した上で、大阪府救急・災害医療情報システム「エリア災害」登録(以下「エリア災害登録」という。)により、医療機関に被害者の受入れに係る情報の提供を求める。

生物剤が使用され又はその使用が疑われる場合は、保健所等と連携しつつ、上記と同様に、医療機関に情報の提供を求める。

- ③ エリア災害登録により、災害情報を搬送先の医療機関に提供する。
- ④ 患者搬送後は、搬送先の医療機関から、収容患者数、収容患者の氏名又はトリアージタッグ番号、傷病程度(死亡、重症、中等症、軽症)及び症状、疑われる物質名その他参考となる情報、医薬品の備蓄状況等の医療措置に係る対応能力、受入可能患者数等の情報(以下「医療情報」という。)を別添様式のファックス等により受信するとともに、当該医療情報を消防現地指揮本部、他の医療機関、警察等にも必要に応じて提供する。

なお、医療機関は、医療情報を適宜更新するとともに、当該医療情報を警察及び保健所に対しても提供する。

- (3) 研究機関・専門機関との連携
 - ① 研究機関・専門機関との連携 NBCテロの特性を踏まえ、必要に応じて、災害情報及び医療情報 を研究機関・専門機関に提供し、専門的な知見に基づく助言を得る。
 - ② 日本中毒情報センター
 - ・化学テロが発生し、又はその発生が疑われる場合、災害情報及び医

療情報を日本中毒情報センターに提供する。

- ・日本中毒情報センターから、疑われる物質名、その毒性及び治療情報その他参考となる情報(以下「中毒センター情報」という。)を受信するとともに、当該中毒センター情報を搬送先医療機関に配布する。 国の省庁への連絡は、対応する各機関で行う。
- (4) 警察、保健所、その他関係機関との連携
 - ① 必要な情報の関係機関への提供、協議等を行う。
 - ② 関係機関から情報を受信し集約する。
- 2 保健所と医療機関の連携

保健所は、医薬品の備蓄状況、除染能力及び傷病者の集中等の受入れに係る情報を適宜に消防に対して情報提供を行うよう、医療機関に働きかける。

また、保健所は、大阪府救急・災害医療情報システムを用いて、受入れ に係る情報について、医療機関相互の情報共有を促す。

3 医療機関の対応

患者を収容した医療機関は、別添様式に医療情報を記入し、消防指令室、 保健所及び他の医療機関へ一斉ファックス送信する。

なお、医療情報は更新の都度、送信を行う。

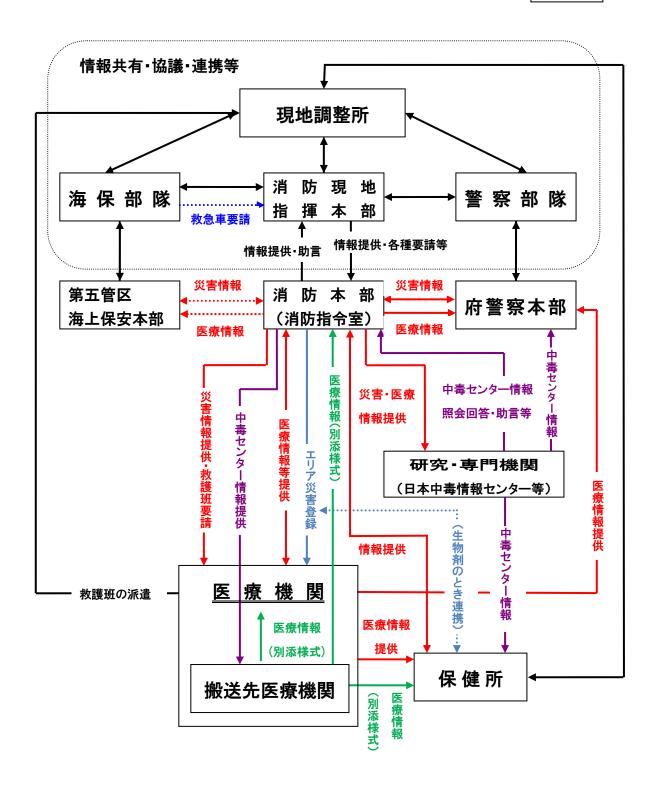
4 日本中毒情報センターの対応

日本中毒情報センターは、消防、警察及び保健所に中毒センター情報を提供する。

5 海上保安庁の対応

海上保安庁は、現場救急隊等を通じ、搬送先の医療機関に災害情報を提供するとともに、巡視船艇・航空機から被害者を消防に引き継ぐ場合には、引き継ぎ予定の海空港への救急車派遣を要請する。

- (注) 第2・1(2)の「メディカルコントロールに係わる事項」について
 - ・救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、救急救命処置(特定行為) の指示体制、搬送先医療機関選定のための調整方法等のこと。



第3 原因物質の特定における連携(図3)

- 1 原因物質の特定
 - (1) 鑑定
 - ① 警察官が現場に臨場する場合

NBCテロが疑われる場合、原因物質の特定は、原則として現場臨場した警察官が検体を採取し、警察本部の科学捜査研究所又は警察が依頼した研究機関・専門機関に搬送して行う。

なお、海上保安官が検体の採取を行った場合は、その状況を警察に 通報するとともに、採取した検体の鑑定を嘱託する。

- a. 核・放射性物質の使用が疑われる場合 警察又は警察が依頼した研究機関・専門機関が、核種の特定を実施する。
- b. 生物剤の使用が疑われる場合 警察本部の科学捜査研究所又は警察が依頼した地方衛生研究所、 国立感染症研究所等において検査を実施する。
- c. 化学剤の使用が疑われる場合 警察本部の科学捜査研究所又は警察が依頼した研究機関・専門機 関等に搬送し、鑑定を実施する。
- ② 保健所が現場に臨場する場合

医療機関又は被害者本人の通報により保健所が対応し、化学剤又は 生物剤を使用したテロが疑われる場合、医療機関を通じて保健所、府 健康医療部等の職員が被害者の血液、吐しゃ物等の検体を入手、搬送 する。

保健所は、地方衛生研究所、国立感染症研究所等に検体を送付し、 同所において検査・分析を行う。また、保健所は、検査・分析の結果 について、関係機関と共有する。

この際、必要に応じて、警察は先導等の支援を実施する。

(2) 現場における簡易検知

警察、消防及び海上保安庁は、警察本部の科学捜査研究所における原因物質の鑑定に先行し、それぞれの部隊が保有する検知資機材を用いて、可能な限りテロ現場における原因物質の特定に努める。

- 2 原因物質特定に当たっての情報共有
 - (1) 特定のための情報集約

原因物質の迅速な特定のため、テロ現場、被害者、原因物質等に関連する情報を警察に集約し、鑑定作業の参考資料に資するため、関係機関は、次のとおり情報共有を行う。

- ① 警察、消防、海上保安庁は、簡易検知結果について相互に情報を 共有する。
- ② 消防及び海上保安庁は、テロの現場における情報(犯人や被害者の行動、発言、被害状況等)、搬送に当たっての被害者の症状(搬送中所見)を警察に連絡する。
- ③ 医療機関は、警察、消防及び保健所に対して、受け入れた被害者 の症状(臨床的所見)に関する情報を提供する。
- ④ 保健所は、搬送先の医療機関から被害者の血液、吐しゃ物等の検体を入手したときは、地方衛生研究所に送付の上、同所において検査・分析を行うとともに、その結果を警察、消防及び搬送先の医療機関に情報提供する。

なお、医療機関は、検査・分析に必要な検体の提出について協力 を行う。

- ⑤ 日本中毒情報センターは、前記第2・4「日本中毒情報センター の対応」のとおり、中毒情報センター情報を警察に提供するととも に、照会に対する回答を行う。
- (2) 医療措置等に資するための情報伝達

鑑定結果、若しくは、簡易検知の結果により得られた原因物質に関する情報を医療機関に迅速に伝達し、被害者に対する適切な医療措置等に資するため、関係機関は、次のとおり情報伝達を行う。

- ① 原因物質の特定前 (鑑定結果の判明前)
 - ア 警察、消防及び海上保安庁は、現地調整所において保健所、市町 村等の関係機関に対し、簡易検知結果を情報提供する。
 - イ 消防指令室は、簡易検知結果を、災害情報と併せて搬送先の医療 機関に連絡する。また、必要に応じて保健所等その他の関係機関に も連絡する。
- ② 原因物質の特定後(鑑定結果の判明後)
 - ア 警察は、鑑定結果を消防指令室及び保健所に連絡する。なお、海 上における事案については、海上保安庁にも連絡する。
 - イ 消防指令室は、警察からの鑑定結果を搬送先の医療機関、市町村 防災担当部局及び府危機管理室に連絡する。
 - ウ 保健所は、警察からの鑑定結果を医療機関及び所管の衛生担当部 局に連絡する。
 - エ 海上保安庁は、警察から鑑定結果が判明する等必要に応じ、現場付近航行船舶等に情報提供するとともに、現場海域の航行回避等の指導を行う。

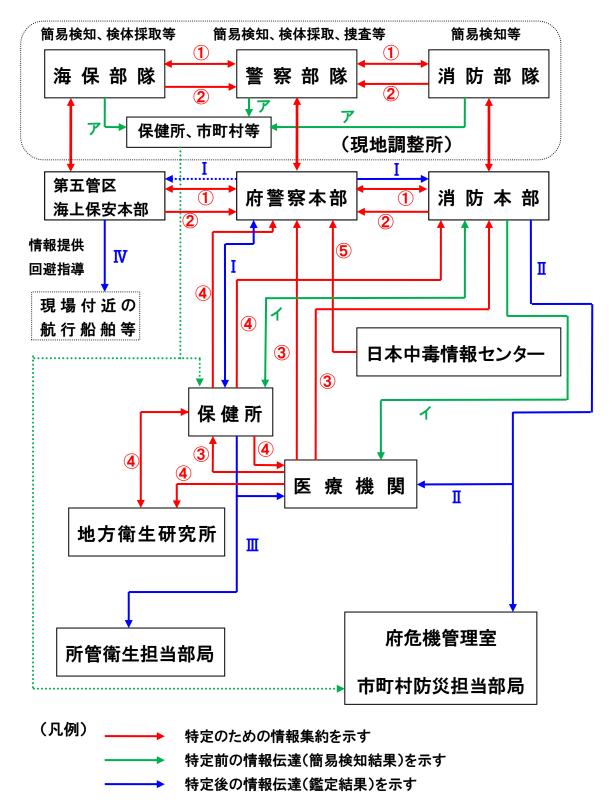
- 3 原因物質の特定・分析に係る補助的な活動
 - (1) 搬送先の医療機関は、消防指令室に医療情報を提供する。消防指令室は、個別の搬送先の医療機関から得られた医療情報を、必要に応じ、他の搬送先医療機関に提供する。

併せて、医療機関、保健所、府健康医療部等は、大阪府救急・災害医療情報システムを活用し、物性情報、治療方法等について、必要な情報を共有する。

- (2) 消防は、搬送先の医療機関から得られた医療情報を、災害情報と併せて随時警察に提供する。
- (3) 警察、消防又は保健所は、医療情報及び災害情報に関し、必要に応じて、日本中毒センター等の研究機関・専門機関に照会するとともに、必要な情報を提供する。

原因物質の特定における連携

図 3



※ 表中の①②・・、アイ、I II・・表記は、本文中の第3の2(1)①②・・、同(2)①アイ、同(2)② I II・・を表す。

第4 除染等における連携

- 1 除染活動における連携
 - (1) 被害者の除染

救急搬送を行う上で必要な被害者の除染については、救助活動を行う 過程で消防、警察等が対応するとともに、必要に応じて搬送先の医療機 関において実施する。

なお、保健所は、除染に必要な助言を行う。

- (2) 現場対処に当たる隊員の除染 原則として、警察、消防、海上保安庁等それぞれの関係機関で対応す る。
- (3) 汚染された場所等の除染・消毒 府危機管理室は、必要に応じて、専門業者への依頼又は自衛隊への災 害派遣要請により、応急的な除染・消毒を行う。
- 2 汚染検査における連携
 - (1) 被害者の汚染検査

救助・救急搬送を行う上で必要な被害者の汚染検査については、原則 として、救助活動を行う過程で消防、警察等が対応する。

(2) 場所等の汚染検査

汚染された場所、物件、建物等の汚染検査の役割については、特段の 定めがない場合、府危機管理室が、その他の関係機関との協議により決 定する。

- (3) 原因物質に接触又は汚染された場所等へ立ち入った者への対応 警察、消防及び保健所は、原因物質や汚染された物件に接触した可能 性のある者や汚染された場所、建物へ立ち入った者に対して、二次災害 防止のため、必要に応じて汚染検査や除染の措置を行う。
- 3 監視活動における連携

現場における除染活動に必要な協議・調整は、現地調整所において行う。

- (1) 監視活動における全般的な連携
 - ① 警察、消防及び海上保安庁は、現地において自らの活動上の安全確保のために実施する簡易検知、測定の結果等について集約し、現地調整所等に提供する。
 - ② その他の関係機関は、現地調整所において共有された簡易検知、測定の結果を入手し、自らの活動の資とするとともに、共有された情報を踏まえ、専門的な知見等を現地調整所に提供する。
 - ③ 関係機関は、現地調整所で共有された情報、専門的知見等を自らの活動や安全確保のために活用する。

(2) 放射線監視 (モニタリング) における連携

① 放射線の測定

警察、消防及び海上保安庁が、保有する検知資機材を用いて放射線 を検知した場合、関係機関は、協議に基づき、放射性物質の拡散状況 の把握に努める。

② 緊急時モニタリング体制の構築

府危機管理室は、放射線測定の結果、汚染範囲等発災現場の状況を 総合的に勘案し、必要に応じて、他の都道府県又は原子力規制庁に対 して次の要請を行い、緊急時モニタリング体制の強化を行う。

- ・他の都道府県への要請 他の都道府県からのモニタリングに係る応援
- ・原子力規制庁への要請 専門機関(日本原子力開発機構、放射線医学総合研究所等)からの 指導・助言を行う専門家、モニタリング要員の派遣
- (3) 疾病監視(感染症サーベイランス)における連携

生物剤の使用が疑われる場合、保健所は、厚生労働省及び関係機関と 連携して汚染の可能性のある地域での疾病監視(感染症サーベイランス) を強化するとともに、汚染が疑われる者の健康状態を必要な機関を通じ て把握し、必要な医療の措置を行う。

4 汚染物質等の処分

汚染源となる原因物質、除染活動により生じた汚染物質の処分については、特段の定めがない場合、府危機管理室が、その他の関係機関との協議により決定する。

- (1) 汚水の保管 除染後の汚水は、除染を実施したそれぞれの機関で保管する。
- (2) 汚水の処理

保管中の汚水の処理は、警察における原因物質の鑑定結果に基づき、 府危機管理室が処理についての調整を行う。

第5 その他に関する事項

1 広報に関する連携

関係機関は、現場及び現場付近の住民に対し、必要に応じて協議のうえ、 広報を行う。

NBCテロと判明した場合又はその可能性が高い場合には、必要に応じて、使用された剤種、当該剤種によって認められる特徴的な症状、当該症状が認められた場合の対応方法等について適宜広報を行う。

また、関係機関は、必要に応じて住民相談窓口等を設置する。

2 各種事態に応じる連携

「武力攻撃事態」又は「緊急対処事態」の認定がなされた場合には、各関係機関は、定められた各種法令及び計画等に基づき、発生したNBCテロ等大量殺傷型テロの態様、被害の様相、関係機関の態勢等の状況を勘案し、現場において最も効果的に必要な措置を行い得るよう、本指針を適用するものとする。

<研究機関・専門機関>

関係機関は、必要な措置を的確に行う上での知見、専門的・技術的協力等を得るため、研究機関・専門機関との連携を確保する。

○ 公益財団法人 日本中毒情報センター(化学剤を用いたテロ発生時)

- 設立 昭和61年 厚生大臣認可
- 所管省庁 厚生労働省
- 所在地 大阪府箕面市船場西2-2-1ニューエリモヒ゛ル5階
- ・ 事業概要 中毒関連情報及び資料の収集、整備、解析、及びこれらの関連資料、統計、データベース等の作成、並びにこれらの資料等を使用して行う一般国民、医療従事者、及び医療関係団体等に対する情報提供、調査研究、及び教育啓発活動等
- ・ 非常時連絡先 大阪中毒 1 1 0 番 (24 時間 対応) 電話 072-727-2499

(警察、消防、保健所は、化学テロ専用ホットライン^{【※】}(非公開)を通じて連絡する。)

【※】に関する平常時の問い合わせ先: 本部事務局(平日9時~17時30分)電話029-856-3566

○ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

(核・放射性物質を用いたテロ発生時)

- 所管省庁 文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会 共管
- 所在地 茨城県那珂郡東海村(本部)
- ・ 事業概要 日本で唯一の原子力に関する総合的な研究開発機構
- ・ その他 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国 及び国民の安全の確保に関する法律」等における指定公共 機関

○ 国立研究開発法人 放射線医学総合研究所

- 所管省庁 文部科学省、原子力規制委員会 共管
- 所在地 千葉県千葉市
- ・ 事業概要 放射線の人体への影響に関する研究開発、放射線による 人体の障害の予防、診断及び治療に関する研究開発等、放 射線と人との関係について総合的に研究開発を進める国内 唯一の研究機関
- ・ その他 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国 及び国民の安全の確保に関する法律」等における指定公共 機関
 - ※平成28年4月より、国立研究法人量子科学技術研究開発機構と改称予定

NBC災害情報提供シート

	FAX送信先	○○消防本部	(局)	○○保健所
		府内各医療機関	對	
寺	間 〇〇月〇〇日	○○時○○分 第	;○報(<u>更新</u>	の都度送信のこと)
1	医療機関名及び連	絡先(電話番号・	FAX番号)
2	収容患者名(タッ	グ番号)、重症度	(死亡、重症	E、中等症、軽症)
3	症状			
4	その他参考となる	事項(症状から考	えられる起	因物質名等)
5	施設の状況 ○ 受入れ可能患者	数		
•	○ 不足している医	薬品等		

○ その他



(平成28年2月現在)

機関名 担当課 電話 大阪府 政策企画部 危機管理室 06-6944-6021 (直通) 大阪府警察本部 警備部警備課 06-6943-1234 (代表) (所在地) 大阪市中央区大手前3-1-11 海上保安庁 警備救難課 06-6571-0222 (代表) 大阪海上保安監部 96-6571-0222 (代表) 大阪海上保安監部 06-6571-0222 (代表) 海上保安庁 警備救難課 072-455-1235 (代表)	 		(平成28年2月現在)							
大阪府 危機管理室 06-6944-6021 (直通) 大阪府警察本部 警備部警備課 06-6943-1234 (代表) 大阪府警察本部 警備部警備課 06-6943-1234 (代表) (所在地) 大阪市中央区大手前3-1-11 海上保安庁 警備救難課 06-6571-0222 (代表) 大阪海上保安監部 (所在地) 大阪市港区築港4-10-3 海上保安庁 第上保安庁	機関名	担当課	電話							
大阪府警察本部 警備部警備課 06-6943-1234 (代表) (所在地) 大阪市中央区大手前3-1-11 海上保安庁 第五管区海上保安本部 大阪海上保安監部 96-6571-0222 (代表) 大阪海上保安監部 06-6571-0222 (代表) 海上保安庁	大 阪 府		06-6944-6021 (直通)							
(所在地) 大阪市中央区大手前 3 - 1 - 1 1 海上保安庁 第五管区海上保安本部	(所在地) 大阪市中		3							
海上保安庁 第五管区海上保安本部 警備救難課 06-6571-0222 (代表) 大阪海上保安監部 (所在地)大阪市港区築港4-10-3 海上保安庁	大阪府警察本部	警備部警備課	06-6943-1234 (代表)							
第五管区海上保安本部	(所在地) 大阪市中央区大手前3-1-11									
海上保安庁	第五管区海上保安本部 大阪海上保安監部		06-6571-0222 (代表)							
	(所在地) 大阪市港區	(所在地)大阪市港区築港4-10-3								
関西空港海上保安航空基地	第五管区海上保安本部	警備救難課	072-455-1235 (代表)							
(所在地) 泉佐野市泉州空港北1	(所在地)泉佐野市界	泉州空港北 1								
陸上自衛隊第3師団 第3部防衛班 072-781-0021 (代表)	陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	072-781-0021 (代表)							
(所在地) 兵庫県伊丹市広畑1-1	(所在地)兵庫県伊州									
海上自衛隊阪神基地隊 本部警備科 078-441-1001 (代表)	海上自衛隊阪神基地隊	本部警備科	078-441-1001(代表)							
(所在地) 神戸市東灘区魚崎浜町37	(所在地)神戸市東濱	難区魚崎浜町37								
日本赤十字社大阪府支部 事業課 06-6943-0743	日本赤十字社大阪府支部	事業課	06-6943-0743							
(所在地)大阪市中央区大手前2-1-7	(所在地) 大阪市中									
社団法人大阪府医師会 救急災害医療課 06-6763-7003	社団法人大阪府医師会	救急災害医療課	06-6763-7003							
(所在地) 大阪市天王寺区上本町2-1-22	(所在地) 大阪市天	E寺区上本町2-1-	2 2							

関係機関連絡先一覧(大阪府所管の保健所) (平成26年4月現在)

所 管 区 域	電話
池田市、箕面市、豊能町、	072-751-2990
能勢町	
吹田市	06 - 6339 - 2225
茨木市、摂津市、島本町	072-624-4668
寝屋川市	072-829-7771
守口市、門真市	06-6993-3131
四條畷市、交野市、大東	072-878-1021
市	
八尾市、柏原市	072-994-0661
藤井寺市、羽曳野市、松	072 - 955 - 4181
原市	
富田林市、河内長野市、	0721 - 23 - 2681
大阪狭山市、太子町、河	
南町、千早赤阪村	
和泉市、泉大津市、高石	0725-41-1342
市、忠岡町	
岸和田市、貝塚市	072-422-5681
泉佐野市、泉南市、阪南	072-462-7701
市、熊取町、田尻町、岬	
町	
	池田市、集部町、 能勢市 下下、 で大屋口市、門真市 四市、門真市 四市、門真市 四市、村原市 本町 八尾市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本市、 本

(大阪府所管外の保健所等)

機関名	所 管 区 域	電話		
①大阪市健康局	十匹主中会域	06-6208-9892		
②大阪市保健所	大阪市内全域	06-6647-0641		
堺市保健所	堺市内全域	072-222-9933		
東大阪市保健所	東大阪市内全域	072-960-3800		
高槻市保健所	高槻市内全域	072-661-9333		
豊中市保健所	豊中市内全域	06-6152-7309		
枚方市保健所	枚方市内全域	072-845-3151		

1 市町村連絡先

	定幅ル				
市町村名	通信窓口	所在地	電話	番号	大阪府防災 行政無線番号
大阪市	危機管理室	大阪市北区 中 之 島 1-3-20	(直)06-6208-738	88 080-5701-1996	8-500-5223
堺 市	危機管理室	堺市堺区 南 瓦 町 3 - 1	(代) 072-233-11((直) 072-228-76(8-501-8900
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市 岸 城 町 7 - 1	(代)072-423-212 (直)072-423-943		8-502-8900
豊中市	総務部 機管理室	豊 中 市 中 桜 塚 3-1-1	(代)06-6858-252 (直)06-6858-268		8-503-8900
池田市	市 長 公 室 危機管理課	池 田 市 城南 1-1-1	(代)072-752-111 (直)072-754-626	1017215721111	8-504-8900
吹田市	総務部 危機管理室	吹 田 市 泉 町 1-3-40	(代)06-6384-123 (直)06-6384-175		8-505-8900
泉大津市	総合政策部危機管理課	泉大津市 東 雲 町 9 - 1 2	(代)0725-33-113 内線 2414·241	111175-44-1141	8-506-8900
高槻市	総務部 危機管理課	高 槻 市 桃 園 町 2 - 1	(代)072-674-711 (直)072-674-731	10/2-6//-/000	8-507-8900
貝 塚 市	都市政策部危機管理課	貝 塚 市 畠 中 1-17-1	(代)072-423-215 (直)072-433-739		8-508-8900
守口市	市民生活部危機管理課	守 口 市 京阪本通 2-2-5	(代)06-6992-122 (直)06-6992-149		8-509-8900
枚 方 市	市民安全部危機管理室	枚 方 市 大垣内町 2-1-20	(代)072-841-122 (直)072-841-127		8-510-8900
茨 木 市	総務部 危機管理課	茨 木 市 駅 前 3-8-13	(代) 072-622-812 (直) 072-620-161		8-511-8900
八尾市	人権文化ふれあい部 地域安全課	八 尾 市 本 町 1-1-1	(代) 072-991-388 (直) 072-924-987		8-512-8900
泉佐野市	市長公室市民協働課	泉佐野市 市 場 東 1-295-3	(代)072-463-121 (直)072-464-372		8-513-5900

市町村名	通信窓口	所 在 地	電	話	番	号	大阪府防災
			昼	間	夜	間	行政無線番号
富田林市	市 長 公 室 危機管理室	富田林市 甲 田 1-7-1	(代)0721 内線 421	-25-1000	0721-25-	-1000	8-514-8900
寝屋川市	人・ふれあい部 危機管理室	寝屋川市 本 町 1 - 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	824-1181 822-2439	072-824-	-1181	8-515-8900
河内長野市	危機管理課	河内長野市 原 町 1 - 1 - 1		-53-1111 -50-1201	0721-53- (消防本		8-516-3900
松原市	市 長 公 室危機管理課	松 原 市 阿 保 1-1-1	· · · · · ·	334-1550 337-3151	072-334-	-1550	8-517-8900
大 東 市	危機管理室	大 東 市 新 町 13-35		-872-2181 -875-0211	072-875- (大東四 消防本	条 畷	8-518-8900
和泉市	市長公室公民協働空危機管理担当	和 泉 市 府 中 町 2-7-5	· · · · · ·	-41-1551 -99-8104	0725-41- (消防本		8-519-8900
箕 面 市	総 務 部 市 民 安 全 政 策 課	箕 面 市 西 小 路 4 - 6 - 1		723–2121 724–6750	072-723-	-2121	8-520-8900
柏原市	総 務 部 危機管理室	柏 原 市 安 堂 町 1 - 5 5		972-1501 972-1529	072-972-	-1501	8-521-8900
羽曳野市	市 長 公 室 危機管理室	羽曳野市 誉 田 4-1-1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	958-1111 956-0119	072-958-	-1111	8-522-8900
門真市	総 務 部 危機管理課	門 中 町 1 - 1		902–1231 902–5812	06-6902-	-1231	8-523-8900
摄 津 市	総 務 部 防災管財課	摂 津 市 三 島 1-1-1		383–1111 383–1325	06-6383-	-1111	8-524-8900
高石市	総 務 部 危機管理課	高 石 市 加 茂 4-1-1	(代)072- 内線 256	265–1001 1·2562	072-265-	-1001	8-525-8900
藤井寺市	都 市 整 備 部 危 機 管 理 課	藤 井 寺 市 岡 1 - 1 - 1		939–1111 939–1190	072-939-	-1111	8-526-8900
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北1-1-1		309–3000 309–3130	06-4309-	-3330	8-527-8900
泉南市	総合政策部危機管理課	泉 南 市 樽 井 1-1-1	(代)072- 内線 320	479-3601 5	072-463- (泉州南)都		8-528-8900

					,
市町村名	通信窓口	所在地	電話	番 号	大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	11 以無
四條畷市	都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町1 - 1	(代)072-877-2121 内線532	072-875-0119 (大東四条畷 消防本部)	8-529-8900
交 野 市	地域社会部 地域安心課	交 野 市 私 部 1-1-1	(代)072-892-0121 内線 258	072-892-0119 (消防本部)	8-530-8900
大阪狭山市	政策調整室 危機管理グループ	大阪狭山市 狭 山 1-2384-1	(代)072-366-0011 内線 228	072-366-0011	8-531-7900
阪南市	市長公室危機管理課	阪 南 市 尾 崎 町 3 5 - 1	(代)072-471-5678 内線 2323	072-463-0119 (泉州南消防本部)	8-532-8900
島本町	. 総 務 部 危機管理課	三 島 郡 島本町桜井 2 - 1 - 1	(代) 075-961-5151 (直) 075-962-0380	075-961-5151	8-533-8900
豊能町	. 総 務 部 総 務 課	豊 能 郡 豊能町余野 4 1 4 - 1	(代) 072-739-0001 (直) 072-739-3415	072-739-0001	8-534-8900
能勢町	2 総 務 部 消防防災課	豊 能 郡 能勢町宿野 2 8	(代)072-734-0001 (直)072-734-0107	072-734-0119	8-535-8900
忠 岡 町	町 長 公 室自治防災課	泉 北 郡 忠岡町忠岡 東 1-34-1	(代)0725-22-1122	0725-22-1122	8-536-8900
熊取町	危機管理課	泉 南 郡 熊取町野田 1 - 1 - 1	(代) 072-452-1001 (直) 072-452-9017	072-463-0119 (泉州南消防本部)	8-537-8900
田尻町	危機管理課	泉南郡田尻 町大字嘉祥 寺 375-1	(代) 072-466-1000 (直) 072-466-5009		8-538-8900
岬町	まちづくり 戦 略 室 危機管理担当	泉 南 郡 岬町深日 2000-1	(代) 072-492-2001 (直) 072-492-2759	072-463-0119 (泉州南消防本部)	8-539-8900
太子町	生活環境室安全 環境グループ総 務室総務政策 グ ル ー プ	南河内郡太子町大字山田88	(代) 0721-98-0300 (直) 0721-98-5518	0721-98-0300	8-540-8900
河南町	· 総合政策部 危機管理室	南河内郡 河南町大字 白木 1359-6	(代)0721-93-2500 内線 221	0721-93-2500	8-541-8900
千早赤阪村	: 総 務 課	南河内郡 千早赤阪村 大字水分 1 8 0	(代)0721-72-0081 内線 221	0721-72-0081	8-542-8900

2 消防本部連絡先

消防本部名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府防災 行政無線番号
大阪市消防局	指令情報センター	大阪市西区九条南 1-12-54	06-4393-4988	8-450-8900
堺 市 消 防 局	通信指令課	堺市堺区大浜幸町3-2-5	072-238-0119	8-401-8900
岸和田市消防本部	通信指令室	岸和田市上松町416-1	072-426-0119	8-402-8900
豊中市消防局	指令情報課	豊中市東和泉丘4-6-7	06-6843-2345	8-403-8900
池田市消防本部	消防本部	池田市八王寺 1-2-1	072-751-0119	8-404-8900
吹田市消防本部	通信指令室	吹田市江坂町 1-21-6	06-6193-0119	8-405-8900
泉大津市消防本部	通信指令室	泉大津市小松町1-70	0725-21-0119	8-406-8900
高槻市消防本部	指令調査課	高槻市桃園町4-30	072-674-0119	8-407-8900
貝塚市消防本部	通信指令室	貝塚市鳥羽122-1	072-422-0119	8-408-8900
茨 木 市 消 防 本 部	指 令 室	茨木市東中条町 2-13	072-622-6955	8-411-8900
八尾市消防本部	指令課	八尾市高美町5-3-4	072-992-0119	8-412-8900
富田林市消防本部	通信指令室	富田林市甲田 1-7-1	0721-23-1122	8-414-8900
河内長野市消防本部	指令室	河内長野市小山田町 1663番3	0721-53-0119	8-416-8900
松原市消防本部	通信指令室	松原市阿保1-16-2	072-332-3102	8-417-8900
和泉市消防本部	通信指令室	和泉市—条院町140-2	0725-41-0119	8-419-8900
箕 面 市 消 防 本 部	通信指令室	箕面市箕面5-11-19	072-724-5678	8-420-8900
摂津市消防本部	通信指令室	摂津市三島1-1-2	06-6381-0119	8-424-8900
東大阪市消防局	通信指令室	東大阪市稲葉 1-1-9	072-966-9665	8-427-8900
交野市消防本部	指 令 室	2型前天野 加東 4-8-1	072-892-0119	8-430-8900
大阪狭山市消防本部	通信指令室	大阪独山市独山1-2384-1	072-366-0055	8-431-8900
島本町消防本部	通信指令室	三島郡島本町若山台1-2-5	075-962-1199	8-433-8900
豊能町消防本部	消防署	豊阔豊制東ときわ台1-1-2	072-736-0119	8-434-8900
忠岡町消防本部	警 防 課	泉北郡忠岡町忠岡北1-1-23	0725-31-0119	8-436-8900
守 口 市 門 真 市 消防組合消防本部	指令課	門真市殿島町7-1	06-6906-1122	8-445-8900
枚 方 寝 屋 川消防組合消防本部	警 防 部指 令 課	枚方市南中振 1-16-30	072-852-9800	8-446-8900
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通 信 指 令 室	藤井寺市青山3-613-8	072-958-0119	8-447-8900
泉 州 南 広 域 消 防 本 部	通信室	泉煙柿りんくう往来北1-20	072-469-0119	8-448-8900
大 東 四 條 畷 消 防 本 部	通信指令室	大東市第一町 13-35	072-875-0119	8-449-8900